近江八幡市公告

近江八幡市新庁舎ネットワーク基盤等構築業務委託の契約について、次のとおり公募 型プロポーザルを行うので、公告する。

令和5年7月24日

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市新庁舎ネットワーク基盤等構築業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、近江八幡市新庁舎整備に伴うネットワーク基盤等構築業務について、当該業務の目的及び内容に技術力や豊富な経験等を有するなど最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施について、必要な手続きを定めるものである。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 近江八幡市新庁舎ネットワーク基盤等構築業務委託
- (2) 委託場所 近江八幡市内
- (3) 業務内容 別紙「共通仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和8年(2026年)12月31日まで
- (5) 委託金額 上限額は、350,000千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)とし、この金額を超えての提案は失格とする。

委託金額は、価格提案額を上限として契約する。

なお、本業務に付随する運用支援保守業務(令和8年(2026年)4月1日~令和13年3月31日)については、本件とは別契約とするが、評価の対象とする。

- (6) 委託契約 本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (7) 支払条件 支払については、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度) までにわたる部分支払とする。

3 参加資格

参加者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 令和5年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿にシステム開発・改修業務で登録していること。ただし、登録されていないものは、3.(10)競争参加資格審査申請に基づき申請を行い、承認を受けること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 当該事務の企画提案書の提出期限の日又は落札決定の日において、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準(平成22年近江八幡市告示第 272号)に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定

(確定したものに限る。) を受けた場合は、この限りでない。

- (5) 自社または自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること)
- (6) 平成25年4月1日以降に、延べ床面積5千平方メートル以上の自治体庁舎での行政 ネットワークシステム3系統(基幹系・LGWAN系・インターネット系)にお ける全庁的な敷設(設計・整備)と運用業務の受託実績があること。
- (7) 本業務のプロジェクトマネージャ(主たる担当者)は、10年以上の公共分野におけるネットワークシステム設計・整備(導入)の職務経験を有するとともに、以下のいずれかの資格、あるいは同等の能力を有していること。なお、プロジェクトマネージャは、定期報告会に必ず出席するほか、市の連絡窓口を担うことを求める。
 - ・ プロジェクトマネージャ (情報処理技術者試験)
 - PMP(Project Management Professional)(米国 PMI)
- (8) 本業務には以下の資格を有している者、あるいは同等の能力を有している者を体制に含めること。なお、いずれも旧制度を含む。
 - ・ ネットワークスペシャリスト (情報処理技術者試験)
 - ・ 情報セキュリティスペシャリスト (情報処理技術者試験)
- (9) 一般社団法人日本情報経済社会推進協議会指定のプライバシーマークまたは I S M S の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- (10) 競争参加資格審査申請

当該業務の参加希望者のうち、有資格者名簿にシステム開発・改修業務で登録されていないものは、次のとおり申請すること。

申請書の受付期間及び受付場所

受付期間 今和5年(2023年)8月1日(火)午前9時から午後5時まで

受付場所 近江八幡市総合政策部行政改革課

提出書類 別途定める近江八幡市新庁舎ネットワーク基盤等構築業務委託 における公募型プロポーザル参加資格審査申請書提出要項のと おり

- ・ 競争参加資格審査申請時に発行する受領書は、申請書の内容を確認したもので はない。
- ・ 受付後、プロポーザルに参加するための参加資格を審査し、参加資格を有する と認めたものをプロポーザル参加対象者とし、令和5年(2023年)8月4日(金) までにメールにより通知し、後日原本を郵送する。
- ・ この申請により認めた競争参加資格については、当該プロポーザルのみ有効と する。
- (11) 本業務に係る委託業者選定委員が所属する事業者でないこと及びその事業者と資本又は人事面において関連がある事業者でないこと。本業務に参加意向がある者は、参加意向申出書を提出するまでに該当するか否かを担当部局まで問い合わせること。

なお、「資本又は人事面において関連がある事業者」とは、次の①又は②に該当する事業者である。

①当該事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出 資の総額100分の50を超える出資をしている事業者 ②事業者の代表権を有する役員が当該事業者の代表権を有する役員を兼ねてい る場合における当該事業者

4 一般事項

(1) 日程

• 実施公示日(公表) 令和5年(2023年)7月24日(月)

• 質問受付期間 令和5年(2023年)7月24日(月)~

令和 5 年(2023 年) 8 月 7 日 (月) 午後 5 時必着

• 競争参加資格審查申請 令和5年(2023年)8月1日(火)午後5時まで

• 競争参加資格審査結果通知 令和5年(2023年)8月4日(金)

・ 質問書の回答 令和5年(2023年)8月14日(月)

• 参加意向申出書提出期限 令和5年(2023年)8月25日(金)午後5時

· 参加資格確認結果通知 令和5年(2023年)8月30日(水) 令和5年(2023年)9月28日(木)午後5時必着

 選定委員会 令和5年(2023年)10月4日(水)

 結果公表 令和5年(2023年)10月24日(火)予定

(2) 実施要領、様式の公表及び配布

提案書の提出期限

 配布期間 令和5年(2023年)7月24日(月)~令和5年(2023年)8月7日(月)

本市ホームページからダウンロードすること。 · 配布方法

近江八幡市公式ホームページ 総合政策部行政改革課掲載

(URL https://www.city.omihachiman.shiga.jp/) →各課の窓口→課 なお、手渡しで配布する資料があるので、配布期間中に担当部局へ事前 連絡のうえ受け取りに来ること。(資料の中に図面があるが現行のもので あり、今後変更の可能性はある。)

5 質問書の提出方法

(1) 受付期間 令和5年(2023年)7月24日(月)~

令和5(2023年)年8月7日(月)(午後5時必着)

(2) 提出方法 質問がある場合は、質問書(様式第3号)を電子メールにより提出 すること。

> ※メールタイトルを「プロポーザル質問書(事業者名)」とし、 担当課へ電話で受信の確認を行うこと。

- 令和5年(2023年)8月14日(月) (3) 回答日
- 提出されたすべての質問に対し、質問者へは電子メールにて回答す (4) 回答方法 るとともに、市ホームページに掲載する。なお、競争参加資格審査 で参加資格を有しないとした者の質問及び回答は記載しない。

6 参加意向申出書の提出方法

- (1) 提出期限 令和5年(2023年)8月25日(金)午後5時
- 持参、郵送(書留郵便に限る)、宅配便又は電子メールとする。電 (2) 提出方法 子メールによる提出の場合は、押印したものをPDF形式で送信のう え、担当部局へ電話で受信の確認を行うこと。郵送又は宅配による 提出の場合は、事前に担当課まで連絡すること。
- (3) 提出書類 ・参加意向申出書(様式第1号)
 - 会社案内及び会社概要
 - ・業務実績(様式第2号)及び契約書写し

- •技術者届(様式第5号)
- ・技術者経歴書(様式第6号)及び資格の合格が分かる書類の写し
- ・一般社団法人日本情報経済社会推進協議会指定のプライバシーマークまたはISMSの認定取得証明書の写し
- (4) 提出部数 正本各1部
- (5) 参加資格確認結果通知

提出された書類について参加資格の確認を行い、プロポーザル参加資格確認結果通知書を令和5年(2023年)8月30日(水)までに電子メールにより送付し、後日郵送でも送付する。なお、通知内容の異議申し立ては受理しない。

また、参加意向申出の段階で5者以上の参加者があった場合は、提出書類に基づく一次審査を行う場合がある。この場合選外となった者は企画提案書の提出を求めない。一次審査を実施した場合の審査結果は電子メールにより通知する。

7 企画提案書の提出方法

- (1) 提出期限 令和5年(2023年)9月28日(木)(午後5時必着)
- (2) 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る)又は宅配便とする。分割提出は認めな

11

※持参の場合、受付は平日の午前9時から午後5時までとする。

- ※郵送又は宅配便の場合は、事前に担当部局まで連絡すること。
- ※郵送の場合、封筒の表に「企画提案書在中」と朱書きすること。
- (3) 提出書類
 - 企画提案書(様式第4号)
 - 参考見積書(様式第7号)
- (4) 提出部数 正本各1部、企画提案書のみ副本7部
- 8 担当部局(書類の提出先)

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市役所3階

近江八幡市総合政策部行政改革課

電話 0748-33-3111(代表) 内線 458

E-Mail 010418@city.omihachiman.lg.jp

9 提出書類の作成要領

(1) 提出書類の内容と規格

| No | 様式 | 内容 | 規格 | 部数 |
|----|-------|---------|--------------|--------|
| 1 | 様式第1号 | 参加意向申出書 | A4判縦・横書き・1頁 | 「正本」1部 |
| 2 | 様式第2号 | 業務実績 | A4判縦・横書き・1頁 | 「正本」1部 |
| 3 | 様式第3号 | 質問書 | A4判縦・横書き・必要数 | 「正本」1部 |

| 4 | 様式第4号 | 企画提案書 | A4判縦もしくは横・表紙、 目次を除き50頁以内 (一部A3判も可能とする が、A3判1頁はA4判2頁分 とする。) | 「正本」1部・「副本」7部 |
|-----|-------|--------|--|---------------|
| (5) | 様式第5号 | 技術者届 | A4 判縦・横書き・1 頁 | 「正本」1部 |
| 6 | 様式第6号 | 技術者経歴書 | A4判縦・横書き・必要数 | 「正本」1部 |
| 7 | 様式第7号 | 参考見積書 | A4判縦・横書き・必要数 | 「正本」1部 |

- ※「正本」には、事業者名を記載すること。
- ※「副本」には、事業者名及び連絡先等提案者が分かる項目を削除すること。あわせて、電子媒体(CD-R又はDVD-R・1枚)によりPDFデータを提出すること。

(2) 留意点

- ① 参加意向申出書(様式第1号) 指定された項目に記載し、押印すること。
- ② 業務実績(様式第2号)

平成25年4月1日以降で、延べ床面積5千平方メートル以上の自治体庁舎での行政ネットワークシステム3系統(基幹系・LGWAN系・インターネット系)における全庁的な敷設(設計・整備)と運用業務の実績を6件以内で記載し、契約書の写しを添付すること。

- ③ 質問書(様式第3号) 質問がある場合、質問事項を記載すること。質問がない場合は提出不要。
- ④ 企画提案書(様式第4号)
 - ・ 仕様書の内容に基づき、本業務に対する取組姿勢、方針及び支援内容について具体的な提案を行うこと。
 - ・ 業務実施体制について、予定する担当技術者氏名をすべて記載し、それぞれの専任もしくは他業務と兼任の区別を明記すること。
 - ・ 文章を補完するため、カラー写真やイラスト及びイメージ図等を使用する など読み易さに配慮し、簡潔に記載すること。
 - ・ 企画提案書の内容は、業務を実施するうえでの基本的な考え方や手法等を 審査するためのものとすることから、構成及び表現は自由とする。
 - ・ 仕様書記載の内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法が ある場合は、積極的な提案を求める。
- ⑤ 技術者届(様式第5号)
 - プロジェクトマネージャ(主任技術者)、ネットワークスペシャリスト、 情報セキュリティスペシャリストの氏名を記載すること。
- ⑥ 技術者経歴書(様式第6号)
 - ・ プロジェクトマネージャ(主任技術者)、ネットワークスペシャリスト、 情報セキュリティスペシャリストが記載し、その資格の合格が分かる書類 (合格証明書等)の写し(縮小可能)を添付すること。
- ⑦ 参考見積書(様式第7号)

企画提案書に記載する内容を踏まえ、下記について見積もること。

・本業務に係る経費(消費税込) 設計・構築・機器等保守[引渡し~令和13年(2031年)年3月31日] 運用支援保守[運用開始~令和8年(2026年)3月31日]

・本業務に付随する業務<別契約>に係る経費(消費税込)運用支援保守[令和8年(2026年)4月1日~令和13年(2031年)3月31日]

10 選定委員会の実施

提出書類をもとに、選定委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 出席者 担当技術者を含め5名以内とする。必ず本提案の実担当者(委託業務実施者)がプレゼンテーションを行うこと。

(2) 実施方法

- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び留意事項は、企画提案書提 出者に対し別途通知する。
- ・ プレゼンテーションは、企画提案書の内容の範囲内で行うこととし、追加 資料の提出は認めない。
- 原則として各者45分のプレゼンテーション (30分) 及びヒアリング (15分) とし、順次個別に行うものとする。
- (3) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。 プレゼンテーションに使用する備品として、プロジェクター(HDMI端 子で接続可能)、スクリーン、テーブル、椅子、電源タップおよびマ イクは、選定委員会で準備する。

11 審査方法

審査は、選定委員会において、次に掲げる評価項目ならびに評価の視点により非公開で実施する。審査方法は、各評価項目に対する総得点を参考に、選定委員会の合意により決定するものとする。

| 分類 | 評価項目 | 評価の視点 | | |
|--------------------------------------|---------|--|------|--|
| | 提案コンセプト | 新庁舎の基本方針、本市の課題意識に対して、理解があり、実現コンセプトが魅力的である。 | | |
| ◇□◇並 - /★ -生山 | 組織 | 通常のICT整備ではなく、新しい市役所に求められるICT整備において必要となる機能や 資質を組織として備えている。 | | |
| 組織・体制 | 実績 | 通常のICT整備ではなく、新しい市役所に求められるICT整備において必要となる実績を備えている。 | | |
| | 人員体制 | 本プロジェクトを円滑に進めるための実行 体制 (メンバー選定、資格、実績等) があ る。 | | |
| □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | ICT設計方針 | 仕様を踏まえ、コンセプトに沿ったICT整備 が具体的に実装されている。 | 100/ | |
| 設計、構築 | 工程計画 | リスクを踏まえ、確実な実行に繋がる工程 計画がある。 | 12% | |

| | プロジェクト | 直い具質を維持しつつ 職員の負担軽減に | | |
|------------|------------------|-----------------------------------|--------|--|
| | ノロシェクト 進行 | ト 高い品質を維持しつつ、職員の負担軽減に 繋がるプロジェクト進行 | | |
| | (世) | 仕様を踏まえ、コンセプトに沿った魅力的 | | |
| | ネットワーク と端末環境整備 | なネットワーク環境、端末環境の提案があ | 27% | |
| | | 5. | | |
| | | 拡張性とセキュリティ、コストパフォーマ | | |
| | | ンスに優れている。 | | |
| | | 仕様を踏まえ、コンセプトに沿った魅力的 | | |
| IVIA PIP | | なデジタルサイネージや窓口環境整備の提 | | |
| 機器、 | デジタルサイ | 案がある。 | | |
| 機能選定 | ネージと窓口 | 拡張性とセキュリティ、コストパフォーマ | | |
| | 環境整備 | ンスに優れている。 | | |
| | | 庁舎の運用を踏まえた配置、台数の提案が | | |
| | | ある。 | | |
| | ファノルサ | 新ファイルサーバの仕様に適合した内容で | | |
| | ファイルサー | の構築とスムーズなデータ移行、バックア | | |
| | バ環境整備 | ップについて提案がある。 | | |
| | 障害対応 運用支援 | 運用効果を最大化しつつも、職員の負担を軽 | 3% | |
| 運用 | | 減するための提案がある。 | | |
| 建 用 | | 障害時の対応について信頼性の高い提案が | 3 70 | |
| | | ある。 | | |
| その他 | 上記項目以外 | 採用を検討したくなる魅力的な追加提案が | 10% | |
| 追加提案 | の追加提案 | ある。 | 10 / 0 | |
| プレゼン | 取り組み意欲が感じられる。 | | | |
| テーション | 説明が分かり易く理解しやすい。 | | 5% | |
| | 信頼でき実行力 | 信頼でき実行力が感じられる。 | | |
| | -112.1 Ltt. 6/5 | 本業務(設計・構築・令和13年(2031年)3月31 | | |
| | 設計・構築・ 機器等保守 | 日までの機器保守、運用支援保守のうち令和 | | |
| | | 8年(2026年)3月31日まで)分と | 20% | |
| | | 付随する別契約の運用支援保守(令和8年 | | |
| 価格 | 運用支援保守 | (2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31 | | |
| 川川行 | | 日まで)分の合算した金額(提案金額)につ | 20% | |
| | | いて、次の式により得点を算出する。金額は、 | | |
| | | 消費税及び地方消費税相当額を含むものと | | |
| | | する。 | | |
| | | | | |

12 審査結果

- (1) 審査結果は、確定後、企画提案書提出者に対して文書で通知する。
- (2) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (3) 参加者は結果通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定結果の理由について説明を求めることができるものとする。この場合、請求のあった日から14日以内に郵送により文書で回答する。

13 提案者の特定

審査結果に基づき、優先交渉権者1者及び次点1者を特定する。なお、優先交渉権者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

なお、参加者が1者のみの場合であっても内容の審査及び評価を行い、価格評価を 除く項目が基準(合計の6割)を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者とし て特定する。

14 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合があるので留意すること

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 選定委員会委員と不正な接触をするなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- (7) その他要領に違反した場合

15 その他

本プロポーザルの実施に関し、次の事項について承知のこと。

- (1) 本プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (2) プロポーザルに関する一連の資料は、近江八幡市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 企画提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された企画提案書の著作権は近江八幡市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書は返却しない。
- (6) 今後想定される一連の委託業務に際しては、企画提案書中に記載された担当者については変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、本市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (7) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書(様式第3号)を提出すること。
- (8) 工事に相当する部分においては、建築業法に基づく適正な施工体制で行い、アスベスト事前調査が必要な場合は、実施すること。